

6. 住宅・建築物の耐震化に向けた施策の展開

(1) 耐震診断・耐震改修を促進するための支援

- ①北海道が実施する無料耐震診断の利用促進
北海道が実施する一戸建木造住宅の無料耐震診断について広く周知を図り、耐震化の第一歩である耐震診断の実施を促進します。
- ②住宅耐震診断及び耐震改修費用の支援制度の検討
国及び北海道の耐震改修助成制度と連動し、住宅の耐震診断・耐震改修に係る助成を行う制度の創設を検討します。
- ③耐震改修促進税制の活用促進
所得税額の特別控除や固定資産税額の減額措置を受けられる耐震改修促進税制について広く周知を図り、その活用を促進します。

(2) 地震時の総合的な安全対策及び耐震化の方針

- ①地震時の総合的な建築物等の安全対策
建築物の耐震化のほか、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス等の落下物対策、家具の転倒防止対策など、地震時の総合的な安全対策を推進します。
- ②優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定
多数の者が利用する特定建築物や震災時に避難拠点となる避難施設を優先的に耐震化に着手すべき建築物と定めます。
- ③重点的に耐震化すべき区域の設定
北海道が定めた「地震時に通行を確保すべき道路」(国道 275 号)の沿道区域を、重点的に耐震化を促進すべき区域と定めます。

(3) 地震に対する安全性向上に関する啓発及び知識の普及

- ①耐震診断・耐震改修に係る相談窓口の設置
北海道と連携しながら、耐震診断・耐震改修について町民や民間事業者が気軽に相談できる窓口を設置し、耐震化に係る施策や助成制度、耐震改修工法の事例紹介等を行います。
- ②地震防災に対する意識の啓発・情報発信
地震防災意識と耐震化に向けた啓発を図るため、揺れやすさマップを作成し公表するとともに、耐震診断・改修に係る施策や助成制度等を掲載した地震防災パンフレットを配布します。
- ③耐震診断・改修技術に係る講習会等の情報提供
町内の建設関連事業者に対して、北海道が開催する耐震診断・改修技術に係る講習会等への積極的な受講の働きかけを行います。
- ④信頼できる技術者の情報提供
北海道とも協力しながら、町民に対して、耐震診断・耐震改修に関して信頼できる技術者や専門家の情報提供を行います。
- ⑤町内会等との連携
地域で開催する防災訓練等に併せて、耐震診断・耐震改修に係る説明会の実施や普及啓発資料の配布を行うなど、町内会等と密接な連携を図ります。

(4) 建築基準法による勧告又は命令等に関する所管行政庁との連携

- ①建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導等
特定建築物の所有者に対して、北海道と連携しながら、必要に応じて耐震改修促進法に基づく指導・助言を行うよう努めます。
- ②建築基準法に基づく勧告または命令
特定建築物の所有者に対して、北海道と連携しながら、必要に応じて建築基準法に基づく勧告・命令を行うよう努めます。

浦臼町耐震改修促進計画 概要版 (平成 22 年 3 月)

発行 : 北海道浦臼町

制作 : 浦臼町総務課

住所 : 北海道樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ 183-15

TEL: 0125-68-2111 FAX: 0125-68-2285 <http://www.town.urausu.hokkaido.jp/>

耐震改修促進計画
についてのお問い
合わせは、総務課ま
で連絡下され。



1. はじめに

地震はいつ、どこで発生するかわかりません

近年、日本各地で大規模な地震が頻発し、首都圏や東海地方では大きな地震の発生が危惧されています。北海道においても日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や活断層による地震など、大規模な地震が、いつ、どこで発生してもおかしくない状況にあります。

地震はいつ起こるかわからんからのう。日頃の備えが肝心じゃ！



じしん博士

このような状況の中、耐震化に関する目標が定められました

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成 27 年までに 9 割とする目標が国土交通省から提言されました。これを受けて、北海道でも「北海道耐震改修促進計画」を策定し、全ての市町村において耐震改修促進計画の策定に努めることなどを定めています。

浦臼町においても耐震化に向けて共に取り組んでいきましょう

この計画は、建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図ることによって、地震による人的被害・建築物被害を軽減することを目的としています。そのためには、住宅・建築物の所有者等が自らの問題として、また、地域の問題として意識し、共に地震防災対策に取り組んでいきましょう。

2. 建築物の耐震化の現状

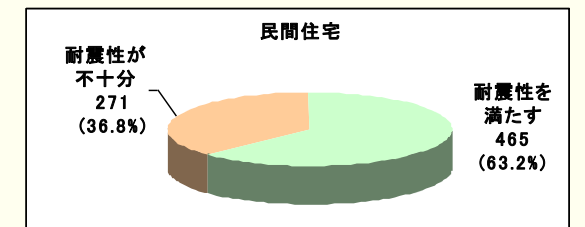
(1) 民間住宅の耐震化の現状 (想定)

昭和 56 年の建築基準法の改正により、現行の新耐震基準^{*1}が施行されました。浦臼町の民間住宅の耐震化の現状については、この新耐震基準への適合により判断しました^{*2}。

この結果、浦臼町の空家を除く民間住宅 736 棟のうち、耐震性を有するものは 465 棟、耐震化率は 63.2%と推定され、全国平均(耐震化率 75%)を下回っていることがわかりました。



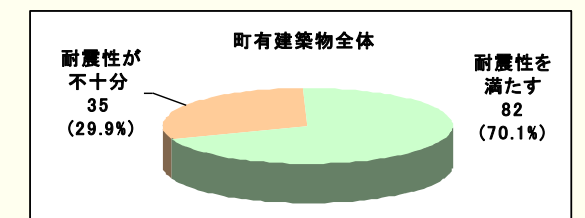
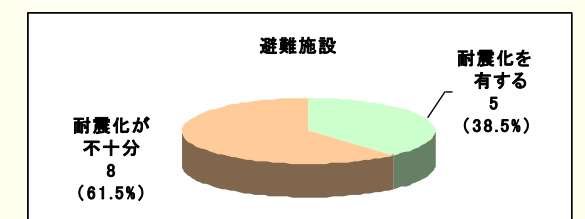
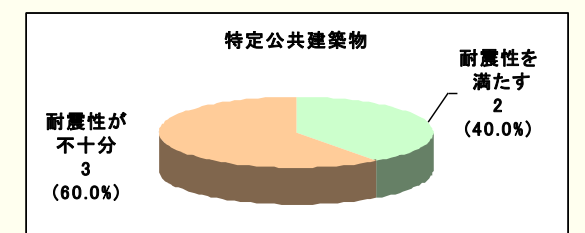
浦臼町内の住宅や建物の耐震化率は、全国平均を下回っているようじゃのつ。



(2) 公共建築物の耐震化の現状 (想定)

同様に公共建築物の耐震化の現状について整理すると、特定公共建築物^{*3}は 5 施設中 3 施設が、また避難施設^{*4}は 13 施設中 8 施設が昭和 56 年以前の建物であり、これらについては早期に耐震診断が必要と考えられます。

また、町有建築物全体では、117 棟中 82 棟 70.1%が耐震性を有すると推定されますが、全国平均(耐震化率 75%)を下回っている状況にあります。



※1：中地震(震度 5 強程度)では構造体が損傷せず、大地震(震度 6 強程度)では崩壊から人命を保護することを目標とした現行の耐震基準

※2：新耐震基準適用後の昭和 57 年以降に建築されたものは、全て「耐震性を有する」とし、新耐震基準適用前の昭和 56 年以前に建築されたものは、北海道の調査実績から判断

※3：学校、体育館、病院など多数の者が利用する建築物(耐震改修促進法第 6 条 1 号の要件に該当)

※4：浦臼町地域防災計画で指定されている避難施設

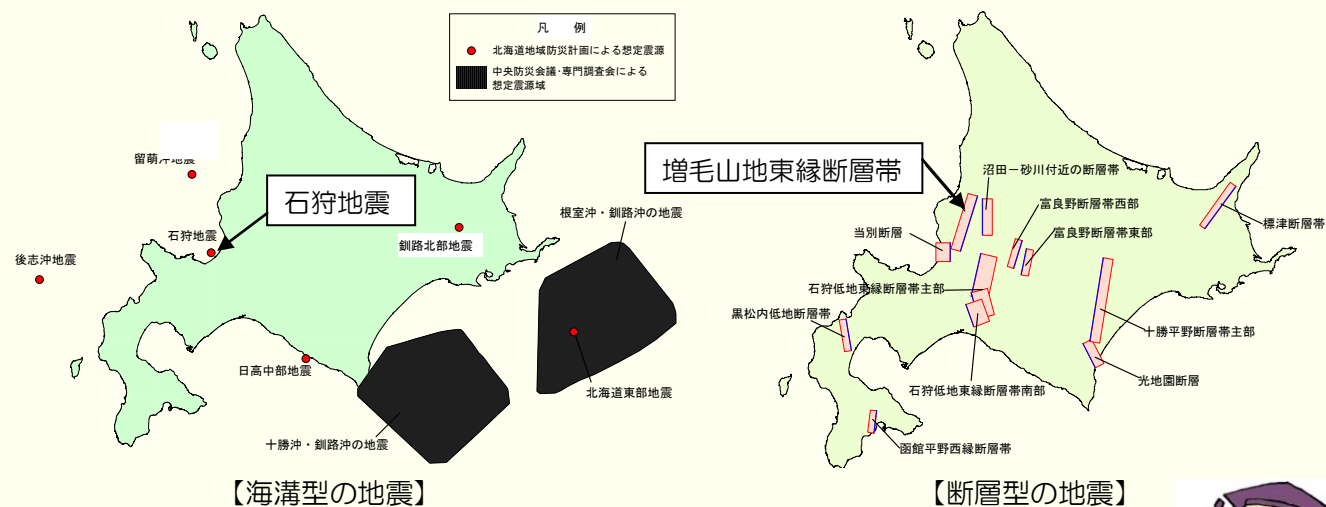
想定地震の概要及び被害想定

(1) 北海道における想定地震と浦臼町における震度計算結果

北海道における想定地震としては、海溝型の地震、断層型の地震のほか、全国どこでも起こりうる直下の地震の3つのタイプがあります。

このうち、浦臼町において想定される地震の中で、タイプ別に最も震度が大きいものは、海溝型では石狩地震、断層型では増毛山地東縁断層帯による地震です。以下に、全国どこでも起こりうる直下の地震についての計算結果も併せて示します。

地震のタイプ	想定される地震と規模	想定される震度 (役場周辺)
海溝型の地震	石狩地震 (M6.75)	震度 5 弱
断層型の地震	増毛山地東縁断層帯による地震 (M7.8)	震度 6 強
直下型の地震	全国どこでも起こりうる直下の地震 (M6.9)	震度 6 強



(2) 想定地震による被害の算出

これらの3つの地震による被害を算出すると、下表のようになります。石狩地震では建築物被害も人的被害もありませんが、他の2つの地震では建築物被害が大きく、人的被害も発生すると推計されました。

なかでも増毛山地東縁断層帯による地震の被害が最も大きく、建築物では全体の61.4%にあたる1,369棟が全半壊、死傷者も32人に及ぶとの結果が出ました。また、全国どこでも起こりうる直下の地震でも大きな被害が出ると推計されています。



浦臼町内で大きな地震が起きたら、被害も甚大になると予想されておるぞ。

【建築物被害の想定】

単位：棟

想定地震	全壊棟数	半壊棟数	全半壊棟数合計
石狩地震	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
増毛山地東縁断層帯による地震	792 (35.5%)	577 (25.9%)	1,369 (61.4%)
全国どこでも起こりうる直下の地震	551 (24.7%)	644 (28.9%)	1,195 (53.6%)
浦臼町内建築物棟数	2,229 (100.0%)		

【人的被害の想定】

単位：人

想定地震	死者数	負傷者数	死傷者数合計
石狩地震	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
増毛山地東縁断層帯による地震	8 (0.3%)	24 (1.0%)	32 (1.4%)
全国どこでも起こりうる直下の地震	5 (0.2%)	25 (1.1%)	30 (1.3%)
浦臼町内総人口	2,313 (100.0%)		

4. 住宅・建築物の耐震化に係る目標

地震による被害を軽減するため、国の定める指針に基づき、平成27年までに住宅及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を9割にすることを目標とします。

	耐震化の現状 (推計)		耐震化の目標	
	総数	耐震化率	目標	必要耐震化数
民間住宅	736 棟	63.2%	90%	135 棟
町有住宅※5	77 棟	76.6%	90%	10 棟
特定公共建築物	5 施設	40.0%	90%	3 施設
町有建築物※6	40 棟	57.5%	耐震化に努めます	

※5：公営・特公賃住宅、教員住宅、職員住宅

※6：町有住宅を除く町有建築物で、特定公共建築物を含む

5. 住宅・建築物の耐震化に向けた取り組み方針

(1) 民間建築物の耐震化に向けた取り組み方針

民間建築物の耐震化にあたり、住宅や建築物の地域防災対策の観点から、自らの問題、地域の問題として意識し、取り組むことが大切です。したがって、耐震診断及び耐震改修は、原則として建物所有者自らの責任で行います。

一方、民間建築物の耐震化の促進は災害に強いまちづくりを行う上で不可欠なため、浦臼町においては、以下の3つの観点から総合的に民間建築物の耐震化に取り組みます。



とにかく、みんなで住宅や建築物の耐震化に取り組み、進んでいくことが大切じゃ！

- ① 耐震化に関する指導・相談体制の整備、啓発、情報発信
- ② 耐震診断・耐震改修を促進するための支援
- ③ 耐震化を担う人材育成・技術力向上

(2) 公共建築物の耐震化に向けた取り組み方針

浦臼町では、住民の安全・安心を確保することを目的として、公共建築物の耐震化に向けて積極的に取り組みます。

特定公共建築物及び災害時の避難施設に位置づけられている公共建築物については、平成27年までに耐震化率90%を目標として取り組みます。

特定公共建築物及び避難施設に指定されていない他の公共建築物についても、極力耐震化に努めます。

特定公共建築物	⇒	昭和56年以前に建設された建築物の耐震診断を優先的に実施し、診断結果に応じた対応策を検討・実行します。
避難施設	⇒	耐震診断を進め、関連部局や防災計画等との整合を図り、診断結果に応じて大規模な施設への集約、用途廃止等を視野に検討を進めます。
その他の公共建築物	⇒	計画的な耐震診断の実施を図り、診断結果に応じた対応策を検討・実行します。